

平成 31 年 4 月から

# 年金関係の個人番号による 情報連携が開始されました

年金関係の個人番号を利用した情報連携が開始され、**年金請求等に必要な次の情報が取得**できるようになりました。

- ・ 住民票
- ・ 所得証明書
- ・ 雇用保険被保険者証

当面の間は試行運用となるため、**本格運用までの間は従来どおり添付書類の提出をお願いします。**

なお、本格運用に移行する時期は未定ですが、移行し次第改めてお知らせします。

また、令和元年6月からは、被扶養者認定等で必要になる「直近の年金額」などの情報についても取得することができるようになる予定です。

上記記事に関する  
お問い合わせは

年金課

☎ 028 - 615 - 7817